



## 5 現状と課題

### 5-1 保存管理

計画対象地における指定地内及び指定地外の遺構等の保存管理の現状と課題について、以下に整理する。

#### (1)現状

##### ①指定地内

- ・指定地の大部分は九大農場跡地であり、移転が完了した現在は敷地が閉鎖されている。  
(図 5-1-1)
- ・県道福岡東環状線にあたる敷地は福岡県が所有し、そのほかの指定地のうちおよそ半分は町、残りは九州大学が所有している。
- ・遺構の上部はおよそ 0.2 から 0.4mの土で覆われている。
- ・4次にわたる発掘調査により、政庁、正倉、古代道路などの官衙を構成する主要な遺構配置が確認されている。
- ・指定地西側境界付近は宅地となっている。  
(図 5-1-2)
- ・農道や水路等、農場の区画や工作物が残っている。



図 5-1-1 九大農場跡地



図 5-1-2 西側境界付近の宅地

##### ②指定地外

- ・九大農場跡地(数年以内に売却予定)の占める割合が大きい。道路等の公共用地は福岡県及び粕屋町が所有管理している。その他は民間用地であり、住宅地、農地、神社等として利用されている。
- ・九大農場跡地については数度にわたって確認調査を行っており、一部で官衙に関連する遺構が発見されている。
- ・計画対象地南東から北西方向に古代道路の遺構が確認されており、一部は指定地内に含まれている。
- ・計画対象地北部に阿恵茶屋<sup>あえちや</sup>遺跡が確認されており、この付近に南西から北東に向かった駅路が存在したと考えられている。

## (2)課題

### ①指定地内

- ・指定地全体を公有化できていない。
- ・遺構上部が十分な保護層で覆われていないところがある。
- ・部分的にしか調査できていないため、遺構の全容が解明されていない。
- ・地域住民から、防火防犯対策として、定期的な草刈り等の日常管理が求められている。
- ・豪雨、地震災害等の対策と被災時の対応策が不十分である。
- ・本史跡の中心となる政庁の場所に、道路構造物及び電柱等、電信柱、上下水道等の付帯構造物の掘削工事による、遺構へのき損、滅失などの影響が及ぶ恐れがある。

### ②指定地外

- ・微高地などには官衙と関連する遺構が存在しているが、民有地であることから調査が不十分な状況であるため、現状において遺構の全容が解明されていない。
- ・古代道路や駅路など、一部に官衙と密接に関連している遺構が存在するが、指定地には含まれていないため、適切で安定的な保存管理は行いにくい状況にある。

## (3)構成要素ごとの現状と課題

各構成要素についての現状と課題を以下の表に記す。

表 5-1-1 保存管理に係る構成要素の現状と課題

	分類	構成要素	現状	課題
指定地内	史跡の価値を構成する諸要素	政庁 掘立柱建物／柵／井戸／石敷遺構／竪穴建物／溝／包含層／不定形遺構／政庁域南側地形落ち	・およそ良好な状態で残存 ・政庁遺構の直上に県道福岡東環状線の整備が計画決定済み	・将来にわたる適切で安定的な保存管理が必要 ・道路整備による将来的な遺構の保存管理へ悪影響を及ぼす恐れ ・遺構の全容が解明されていない
		正倉 掘立柱建物／竪穴建物／土坑／柵／溝(区画溝)	・およそ良好な状態で残存 ・地下の深さ75cmの位置に、放水用塩ビ管(径5cm)が全長200mに渡り存在	・将来にわたる適切で安定的な保存管理が必要 ・遺構の全容が解明されていない
		古代道路 伝路	・およそ良好な状態で残存 ・指定地内に古代道路の一部のみ存在 ・近代に整備された水路が存在	・将来にわたる適切で安定的な保存管理 ・敷地境界の内外(指定地内外)で保存管理状況が異なる ・遺構の全容が解明されていない
	諸要素以外の諸要素	農場跡地 水路／境界杭／看板	・高低差がほとんどない広大な平坦地 ・草地(農地利用は終了) ・古代に見られた見通しの良さ	・古代景観(見通し)の将来にわたる適切で安定的な保存管理 ・定期的な草刈等の日常管理
		道路 防護柵／側溝／電柱／カーブミラー／標識	・砂利による敷き固めた地盤 ・指定地北側に側溝が存在 ・指定地東側のアスファルト敷き並木道沿いに電柱や街路灯が存在	・古代と明らかに異なる近代の景観の取り扱い ・用途変更後に不必要となる電柱等の撤去

	分類	構成要素	現状	課題
指定地外	史跡の価値を構成する諸要素	古代道路 伝路／駅路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九大農場跡地内はおよそ良好な状態で残存</li> <li>・将来的な民間等による開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発に伴う遺構の適切な保護</li> </ul>
		歴史的景観 鶴見塚古墳／四王寺山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地として利用</li> <li>・宅地化による大規模な形状の改変</li> <li>・将来的な民間等による開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構状態の把握</li> <li>・将来にわたる適切で安定的な保存管理</li> </ul>
		自然地形 粕屋平野／須恵川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・須恵川は水運で使用された可能性あり。ただし河川改修により景観が変貌し、計画地内からの望見は不可能。</li> <li>・将来的な民間等による開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来にわたる適切で安定的な保存管理</li> </ul>
	史跡の価値を構成する諸要素以外の諸要素	農場跡地・農地 田畑／樹木／水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高低差がほとんどない広大な平坦地</li> <li>・草地(農地利用は終了)</li> <li>・古代に見られた見通しの良さ</li> <li>・地中に配管設備が存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古代景観(見通し)の将来にわたる保存</li> <li>・遺構状態の把握</li> <li>・調査結果に基づく適切な保存</li> </ul>
		道路・鉄道 防護柵／カーブミラー／側溝／標識／電柱／軌道／踏切安全装置／鉄塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画対象地西側及び北部の住宅地内に町道が存在</li> <li>・計画対象地南部に鉄道が存在</li> <li>・県道福岡東環状線の整備に伴う鉄道高架(将来)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古代と明らかに異なる近代の景観の取り扱い</li> </ul>
		住宅地 塀／防護柵／建物／植栽／阿恵八幡宮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種住居地域</li> <li>・官衙に関連する遺構が存在する可能性あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構状態の把握</li> </ul>

## 5-2 活用

計画対象地における指定地内及び指定地外の遺構等に関する活用の現状と課題について、以下に整理する。

### (1)現状

#### ①指定地内

- ・本史跡の発掘調査中に現地説明会を開催したほか、歴史資料館での展示、シンポジウム、歴史講座等を行っている。また、歴史学習副読本の中で本史跡に関する歴史を掲載し、町内の小中学校に配布し出前授業を開催するなど、指定地内の歴史を活用した取り組みを行っている。
- ・大部分が平坦地のため、指定地内における移動が容易であり、イベント等の活用が行いやすい地形である。
- ・眺望を妨げる建物や工作物等が無いため、指定地内全てを見渡すことができる。さらに、東 200m ほど先に位置する鶴見塚古墳や、南東 10 km ほど先の大宰府の位置を示す四王寺山などの歴史的景観を、指定地内より望むことができる。

#### ②指定地外

- ・民間が所有している住宅地または農地を除き、大部分が九大農場跡地となっており、敷地全体が閉鎖中で、活用されていない。
- ・計画対象地を南北に走る古代道路(伝路)は、一部が住宅地として使用されているものの、大部分は九大農場跡地である。
- ・粕屋西小学校に隣接する計画対象地内西側の農地は、生物観察などの体験授業の場として利用されている(図 5-2-1)。
- ・計画対象地内や周辺の町道が、小学生の通学路となっている。
- ・粕屋西小学校舎内に、本史跡に関する学習コーナーを設けている。
- ・近隣に眺望を妨げる建物や工作物等がほとんど存在しないため、計画対象地内南東端に位置する鶴見塚古墳や、計画対象地外南方向に位置する四王寺山などの歴史的景観を望むことができる。



図 5-2-1 生物観察をする子供たち

## (2)課題

### ①指定地内

- ・敷地が閉鎖されており、一般公開されていない。
- ・本史跡について理解できる情報がない。
- ・遺構が地下に存在するため、現状では本史跡の全体像のイメージができない。
- ・本史跡全体を眺望できる場所がない。
- ・本史跡に出入りするためのアクセスがない。
- ・現地で本史跡の価値を学べる取組みができていない。
- ・周辺地域の史跡と本史跡を関連づけた活用がされていない。
- ・県道福岡東環状線の整備により本史跡が分断されるため、史跡地の一体的な活用や本史跡へのアクセス上の影響が生じる恐れがある。
- ・県道福岡東環状線の整備により、県道の地下に存在する遺構の表現や、遺構の全体像を把握できる眺望への妨げが生じ、本史跡の価値が伝わりにくくなる恐れがある。

### ②指定地外

- ・官衙に関連する遺構が部分的にしか解明されていないため、本史跡と連携した活用方針が立てられない。
- ・古代道路と鶴見塚古墳について、本史跡と連携した活用方針がない。
- ・本史跡全体を眺望できる場所がない。
- ・史跡地へのアクセスを示す案内がない。
- ・周辺開発の土地利用の方針によっては、指定地内との一体的活用ができなくなる恐れがある。
- ・複数の所有者が開発を行う場合、本史跡の価値を学ぶ活用につながらなくなる恐れがある。
- ・建築物等の建設や鉄道の高架化等により、鶴見塚古墳や四王寺山など、計画対象地から望むことができる歴史的景観が阻害される恐れがある。

## 5-3 整備

計画対象地における指定地内及び指定地外の遺構等の整備の現状と課題について、以下に整理する。

### (1)現状

#### ①指定地内

- ・ 大部分が九大農場跡地の草地となっており、一般公開を想定した本史跡の価値を学ぶための整備は行っていない。
- ・ 指定地西側に接する町道との境界に高低差があり、柵で区切られている。
- ・ 眺望を妨げる建物や工作物等が無いため、指定地内全てを見渡すことができる。さらに、指定地外に位置する鶴見塚古墳や四王寺山などの歴史的景観を望むことができる。

#### ②指定地外

- ・ 九大農場跡地について、一般公開を想定した本史跡の価値を学ぶための整備は行っていない。
- ・ 古代道路にあたる敷地のうち、計画対象地内北側の一部は住宅地として使用されている。
- ・ 現在閉鎖中の九大農場跡地内に、アスファルト舗装の並木道と農道が近代になって整備されている。
- ・ 眺望を妨げる建物や工作物等がほとんど存在しないため、鶴見塚古墳や四王寺山等の歴史的景観を望むことができる。

### (2)課題

#### ①指定地内

- ・ 遺構保存のための整備が行われていない。
- ・ 一般公開に向けた来訪者の安全や快適な環境を確保するための整備が行われていない。
- ・ 現地において本史跡に関する基本的知識を学ぶ施設がない。
- ・ 地下にある遺構について、本史跡の全体像のイメージを伝えるための整備が行われていない。
- ・ 本史跡全体を眺望することができる設備の整備が行われていない。
- ・ 整備に伴う追加の確認調査が必要となる。
- ・ 県道福岡東環状線の整備により、最も重要な政庁の遺構表現が不十分となる。
- ・ 県道福岡東環状線で本史跡が分断されるため、本史跡を行き来できる動線を確保するための進入経路の整備が必要となる。

- ・遺構の全体像を把握できる場所の確保や、周辺の歴史的景観への影響を補うための整備が必要となる。

## ②指定地外

- ・ガイダンス施設や駐車場等を設置する町有地がない。
- ・古代道路や鶴見塚古墳等について、本史跡と連携した活用方針が定まっていない。
- ・本史跡に出入りするためのアクセス道がない。
- ・指定地と指定地外の境界が不明瞭である。
- ・本史跡全体を眺望できる設備がない。
- ・本史跡の景観にそぐわない開発が行われる可能性がある。

## 5-4 運営・体制

保存活用計画の実施体制及び関係者・関係機関等との連携体制の現状と課題について、以下に整理する。

### (1)現状

#### ①保存活用計画の実施体制

- ・粕屋町が管理団体となっており、粕屋町教育委員会が中心となって本史跡の日常管理を行っている。そのうち、水路は地域振興課、町道は道路環境整備課、県道は福岡県土整備事務所が管理している。
- ・文化財の専門職員は現在2名となっている。

#### ②関係者・関係機関等との連携体制

- ・およそ半分は九州大学が所有管理しており、現在は粕屋町と九州大学が連携しながら防火防犯対策等の管理方法を模索中である。
- ・既に土地利用がなされている住宅地や農地があるが、大部分は九大農場跡地であり、九州大学が管理している。

### (2)課題

#### ①保存活用計画の実施体制

- ・本史跡の保存管理を行っていくためには、文化財の専門的人員体制が不十分である。
- ・本史跡の活用を促すボランティアやNPO団体等がない。
- ・地域住民と協働する体制が整っていない。

## ②関係者・関係機関等との連携体制

- ・本史跡を活かしたまちづくりや観光について、庁内関係各課の連携や役割分担が不十分である。
- ・九大農場跡地の利用における本史跡と調和したまちづくりについて、関係者との連携体制がない。